

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公開番号】特開2016-105975(P2016-105975A)

【公開日】平成28年6月16日(2016.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-036

【出願番号】特願2016-58603(P2016-58603)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月18日(2016.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機の前面側を構成する前扉と、

前記前扉の前面に設けられ、複数の遊技媒体を貯留可能な貯留手段と、

前記前扉の後面に設けられ、前記貯留手段に貯留された遊技媒体を通過口を介して発射位置に送り出す球送り手段と、

前記球送り手段により前記発射位置に送り出された遊技媒体を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射手段と、

を具備する遊技機であって、

前記球送り手段は、

金属板材の先端から基端側へ向かって伸びる分割線を挟んで一方側の先端と他方側の先端とが相対的に遠ざかるように前記金属板材の板面に対して前記一方側の先端のみを直角方向へ屈曲させ、基端側へ向かうに従って隙間が狭くなるように形成された不正防止部材を具備し、

前記金属板材は、遊技媒体に設けられる線材を前記隙間に誘導可能な誘導部を有し、該誘導部は、前記金属板材の先端から前記分割線に向けて斜状に形成され、

前記通過口の開口縁の一部が前記金属板材における前記隙間と連通しており、

さらに、前記金属板材における前記直角方向に屈曲していない非屈曲部の面積は、前記直角方向に屈曲している部位の面積よりも大きく、

前記前扉が閉鎖された状態になると、前記通過口を介して遊技媒体を前記発射位置に送出可能になり、前記発射手段により発射された遊技媒体に設けられた線材を、前記前扉側の前記不正防止部材の前記隙間に誘導可能になる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

パチンコ機等の遊技機では、本体枠と扉枠との隙間からピアノ線等の細長い不正工具を遊技領域内に侵入させて、受入口への遊技媒体の受入れを検知するセンサを誤作動させたり、遊技領域内に植設された障害釘を曲げたりする不正行為が行われる問題があった。この問題に対して、扉枠を開閉可能に支持する一対のヒンジ機構の間に、弹性変形可能な板状のガイド部を備え、扉枠と本体枠の間にバール等を挿入して隙間を広げようとしても、弹性変形するガイド部によって隙間を覆って不正工具を挿入することができないようにしたもののが提案されている（例えば、特許文献1）。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2008-73340号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、従来の遊技機では、線材を取り付けた遊技媒体を、通常の遊技媒体と同様に貯留部から遊技領域内へ発射して行うような不正行為については考慮されていなかった。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明は、こうした実情に鑑みてなされたものであり、遊技媒体に線材を付着して行われる不正行為を抑止することが可能な遊技機を提供することを目的する。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

遊技機の前面側を構成する前扉と、

前記前扉の前面に設けられ、複数の遊技媒体を貯留可能な貯留手段と、

前記前扉の後面に設けられ、前記貯留手段に貯留された遊技媒体を通過口を介して発射位置に送り出す球送り手段と、

前記球送り手段により前記発射位置に送り出された遊技媒体を遊技領域に向けて一つずつ発射可能な発射手段と、

を具備する遊技機であって、

前記球送り手段は、

金属板材の先端から基端側へ向かって伸びる分割線を挟んで一方側の先端と他方側の先端とが相対的に遠ざかるように前記金属板材の板面に対して前記一方側の先端のみを直角方向へ屈曲させ、基端側へ向かうに従って隙間が狭くなるように形成された不正防止部材を具備し、

前記金属板材は、遊技媒体に設けられる線材を前記隙間に誘導可能な誘導部を有し、該誘導部は、前記金属板材の先端から前記分割線に向けて斜状に形成され、

前記通過口の開口縁の一部が前記金属板材における前記隙間と連通しており、

さらに、前記金属板材における前記直角方向に屈曲していない非屈曲部の面積は、前記直角方向に屈曲している部位の面積よりも大きく、

前記前扉が閉鎖された状態になると、前記通過口を介して遊技媒体を前記発射位置に送出可能になり、前記発射手段により発射された遊技媒体に設けられた線材を、前記前扉側の前記不正防止部材の前記隙間に誘導可能になる

ことを特徴とする。

また、本発明とは別に開示する別発明の手段を以下に示す。

手段1：

「遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域と、

前記遊技領域に設けられる受入口と、

前記受入口に遊技球が受け入れられることに基づいて抽選を行う抽選手段と、

遊技者の操作によって前記遊技領域に打ち込まれた遊技媒体を、選択的に振り分ける振分手段と、

前記抽選手段による抽選の結果が大当たりである旨が決定されたのちに、前記振分手段により選択的に振り分けられた振分先に応じて、複数ある前記大当たり遊技の態様のうちいずれを実行するかを決定する大当たり遊技態様決定手段と、

前記抽選手段による抽選の結果が大当たりである旨が決定されたとしても、前記大当たり遊技が開始されないよう遊技の進行をとめる遊技とめ手段と、

を備え、

前記遊技とめ手段は、

前記抽選手段による抽選の結果が大当たりである旨が決定されたのち、前記複数ある大当たり遊技の態様のうちいずれかの大当たり態様に決定されるまでの遊技手法を、遊技者に案内する遊技手法案内手段を有し、

前記遊技手法が案内されたのちは、遊技者の意思に基づいて前記大当たり遊技を開始させることができるようにされており、

さらに、

遊技者の操作によって前記遊技領域に打ち込まれた遊技媒体が遊技者の意に沿った振分先に振り分けられるように、前記操作の手法を案内する操作手法案内手段を備える

ことを特徴とする遊技機。」

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0090

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0090】

この発明によれば、遊技媒体に線材を付着して行われる不正行為を抑止することができる遊技機を提供することができる。